

第4章

関係法令

4. 1 労働安全衛生法

第21条 事業者は、掘削、碎石、荷役、伐木、等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するために使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条から第25条まで、. . . . 第42条、以下省略

4. 2 労働安全衛生法施行令

第13条

3 法第42条の政令で定める機械等は次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

（省略）

二十八 安全帯

（以下省略）

4. 3 労働安全衛生規則

第518条 事業者は高さが2メートル以上の個所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが困難なとき又は作業の必要上臨時に取り外すときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防

止するための措置を講じなければならない。

第521条 事業者は、高さが2メートル以上の個所で作業を行う場合において、労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等及び取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる個所で作業を行うときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降する設備を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文により安全に昇降するための設備が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

第529条 事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接指揮させること。
- 二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

第527条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

第556条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 踏さんを等間隔に設けること。
- 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
- 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
- 五 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。
- 六 坑内はしご道でその長さが十メートル以上のものは、五メートル以内ごとに踏だなを設けること。
- 七 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること。

2 前項第五号から第七号までの規定は、潜函(かん)内等のはしご道については、適用しない。

4. 4 安全帯の構造規格

労働安全衛生法に基づく厚生労働省告示（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）

（定義）

第1条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ベルト 身体に着用する帯状の部品をいう。
- 二 ランヤード ベルトと親綱その他の取付設備等（安全帯を安全に取り付けるための設備等をいう。以下この条及び第七条第一項において同じ。）とを接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）、フック等からなる器具をいう。
- 三 フック ランヤードのロープ等と取付設備等又は環とを接続するための鉤形の器具をいう。
- 四 カラビナ ランヤードのロープ等と取付設備等又は環とを接続するための環状の器具をいう。
- 五 環 ベルトとランヤードとを接続するための器具及びランヤードを取付設備等に回し掛ける方法により安全帯を使用するときに、当該ランヤードのフック又はカラビナを当該ランヤードに接続するための器具をいう。
- 六 ショックアブソーバ 墜落を防止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。
- 七 巻取り器 ランヤードのロープ等を巻き取るための器具をいう。
- 八 グリップ ランヤードのロープ等と親綱とを接続するための器具をいう。
- 九 伸縮調節器 ランヤードのロープ等の長さを調節するためにランヤードのロープ等に取り付けられる器具をいう。

（構造）

第2条 胴ベルト型安全帯は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 墜落を防止するときに、安全帯を着用した者（以下この条及び第5条において「着用者」という。）の胴部がベルトにより支持される構造であること。
- 二 ベルトは、着用者に適合させることができること。
- 三 ランヤードを接続したものであること。
- 四 一本つり状態でのみ使用する構造のものにあつては、U字つり状態では使用することができない構造であること。
- 五 U字つり状態でのみ使用する構造のものにあつては、一本つり状態では使用することができない構造であること。
- 六 U字つり状態で使用することができるものにあつては、着用者の腹部の両側の位置でランヤードが接続されるように環が取り付けられた補助のベルト（第5条において「補助ベルト」という。）を有すること。
- 七 U字つり状態で使用することができるもののランヤードは、次の構造であること。
 - イ 伸縮調節器を有すること。

- ロ ランヤードのロープ等は、伸縮調節器を通し、一端にはフック又はカラビナを有し、他端にはランヤードのロープ等が伸縮調節器から抜けられないための措置が講じられていること。
- 八 U字つり状態で使用することができるもののランヤードで両端にフック又はカラビナを有するものにおける伸縮調節器は、着用者の墜落を防止するための措置が講じられていること。
- 2 ハーネス型安全带は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。
- 一 墜落を防止するときに、着用者の身体が荷重を肩、腿等複数箇所において支持するベルト（以下「ハーネス」という。）により支持される構造であること。
 - 二 ハーネスは、着用者に適合させることができること。
 - 三 ランヤードを接続したものであること。
 - 四 墜落を防止するときに荷重が掛かるバックルは、正しい方法でのみ結合できること。
 - 五 墜落を防止するときに荷重が掛かる複数のバックルが複数の方法で結合できる場合は、いずれの結合方法においても必要な機能が阻害されない構造であること。
 - 六 墜落を防止するときに着用者の身体を支持する箇所に肩及び腿を含むものにあつては、ランヤードを接続する環の位置は、着用者がつり下がったときに着用者の頭頂部と臀部とを結ぶ線とランヤードとのなす角度が頭頂部を上方として30度を超えない位置であること。

(部品の強度)

第3条 安全带の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。

(材料)

第4条 前条の表の上欄に掲げる安全带の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するよう選定されたものでなければならない。

(部品の形状等)

第5条 安全带の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等のものでなければならない。

(部品の接続)

第6条 安全带の部品の接続は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める接続方法によらなければならない。

(耐衝撃性等)

第7条 安全带（U字つり状態でのみ使用する構造の安全带を除く。次項及び第三項において同じ。）は、落下試験(安全带を取付設備等に取り付けた状態と同様の状態にし、かつ、質量が85キログラムのトルソー（胴ベルト型安全带の落下試験にあつては、トルソー又は砂の

う。以下この項において同じ。)に安全帯を装着して、当該トルソーを当該安全帯のランヤードの最大の長さに相当する距離から自由落下させる試験をいう。以下この条において同じ。)を行った場合にトルソーを保持するもので、かつ、グリップ、フック又はカラビナに掛かる衝撃荷重が8.0キロニュートン以下のものでなければならない。

- 2 安全帯のグリップは、落下試験を行った場合に、その落下試験により滑った距離が30ミリメートル以下のものでなければならない。
- 3 ショックアブソーバを有する安全帯は、落下試験を行った場合に、その伸びが650ミリメートル以下のものでなければならない。
- 4 ハーネス型安全帯は、落下試験を行った場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として30度を超えないものでなければならない。
- 5 落下試験に用いるトルソーは、次の各号に定めるところに適合するものとする。
 - 一 硬質プラスチック、金属又はこれらの組合せから成ること。
 - 二 次の図に定める形状及び寸法であること。

(表示)

第8条 安全帯は、見やすい箇所に安全帯の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならない。

- 2 ランヤードを取り外すことができる安全帯は、ベルトの見やすい箇所に接続されるランヤードの種類が表示されているものでなければならない。
- 3 グリップは、見やすい箇所に当該グリップを取り付けることができる親綱の直径及び種類並びに取り付ける場合の上下方向が表示されているものでなければならない。

(特殊な構造の安全帯)

第9条 特殊な構造の安全帯で厚生労働省労働基準局長が第二条から前条までの規定に適合するものと同様以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

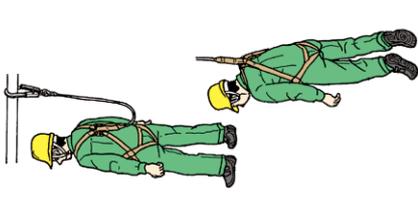
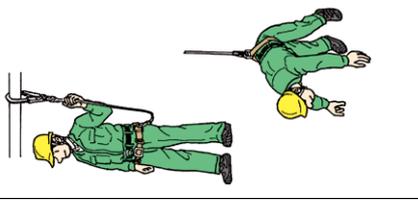
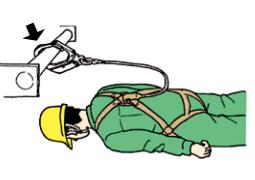
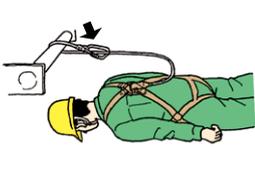
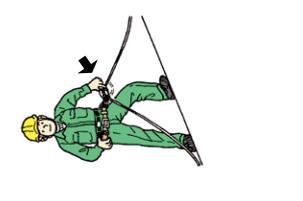
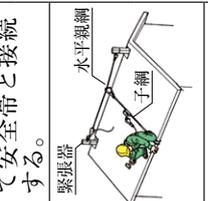
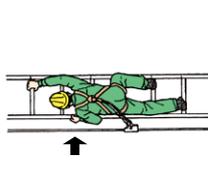
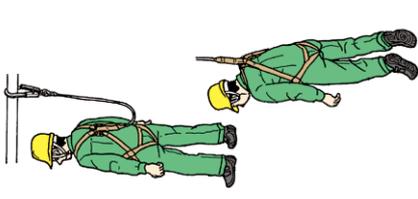
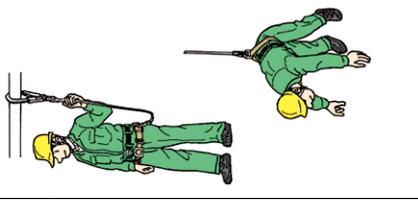
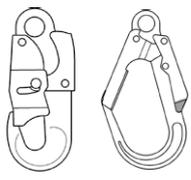
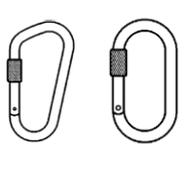
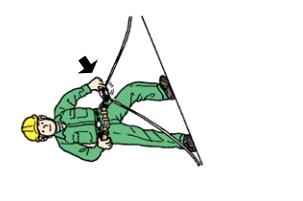
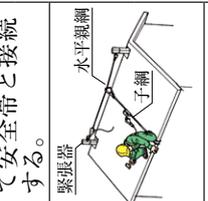
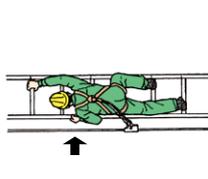
参 考 資 料

1. 墜落防止用機器について
2. 墜落防止用機器の点検方法と廃棄基準

1. 墜落防止用機器について

○本報告書に記述のある墜落防止用器具についての説明を下表に示す。

安全帯・安全ブロック・親綱等について

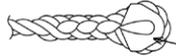
安全帯		安全帯用フック	カラビナ	安全器		安全ブロック	親綱
<p>作業者の墜落・滑落を、身体に装着したベルトと、ベルトに付属するロープ（ランヤードという）によって防ぐための保護具。ランヤードの長さや安全帯取付設備の設置位置を計画的に設定することと、墜落自体を防ぐことも可能となる。</p> <p>(注) 以下に示す安全帯は、傾斜姿勢による作業等における姿勢保持に用いることには適さない。</p>	<p>安全帯の先端についていて、丈夫な構造物などへの接続するための金具。</p>	<p>安全帯のフックと同一の環状の専用金具。親綱を取り付ける場合にも利用でき、安全帯の構造規格に適合するものがある。</p>	<p>親綱又は子綱と安全帯とを接続し、両者の位置関係を調整するための器具。使用時の方向を確認してから使用する。(一方向しか止まらないため)</p>	<p>ワイヤーロープ又は自動的に巻き取る機能が落ちたとき、自動ロック装置により、作業者が墜落したとき、自動ロックする機能を有する。</p>	<p>親綱として水平親綱と設置したロープ。緊張器にかかった水平親綱と、子綱とを併用して安全帯と接続する。</p>	<p>親綱として垂直親綱と設置したロープ。主にスライドによって安全帯と接続する。</p>	
<p>ハーネス型安全帯 墜落阻止時の衝撃荷重を腰や胸、トなどで分散して受け止める形式の安全帯。</p>	<p>胴ベルト型安全帯 墜落阻止時の衝撃荷重を腰のベルトで受け止める形式の安全帯。</p>	<p>伸縮調節器 （ロンプ）を使う調節器具。子綱の長さ調節する。</p>	<p>スライド 垂直親綱に取り付け、安全帯のDリングを伴って、作業者の動きを制限する。</p>	<p>安全ブロック 作業者が昇る際に巻き取られる安全ブロックが、作業者が降りるときに巻き出される。</p>	<p>水平親綱 緊張器</p>	<p>垂直親綱</p>	
							
		<p>形状例</p> 	<p>形状例</p> 				

出典 補修工事等における屋根・建物からの墜落防止用方法及び関連器具について
 平成24年3月 屋根・建物からの墜落防止ため検討委員会
 (公益社団法人日本保安用品協会 独立行政法人労働安全衛生総合研究所)

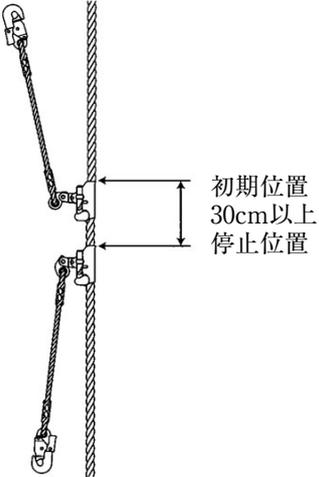
2. 墜落防止用機器の点検方法と廃棄基準

安全に使用するため、始業前に必ず下表の項目について点検すること。

点検で廃棄基準に該当する場合は、使用せずに新品に取り替えること。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
親網・子網	・ 損傷の有無	・ ロープヤーンが7本以上切断しているもの。 
	・ 摩耗の有無	・ 著しく摩耗しているもの。
	・ 型崩れの有無	・ 型崩れ（振れてコブ状）が発生しているもの。
	・ さつま編みの緩みや抜け	・ さつま編みに緩みの発生しているものや抜けているもの。 
	・ 薬品・塗料の付着	・ 薬品が付着したものや、塗料が付着して硬化したもの。 
	・ シンプルの変形等	・ シンプルに変形があるものや脱落しているもの。 
緊張器	・ 伸縮機能の良否	・ 伸縮機能が困難なもの。 ・ ばねが破損しているものや脱落しているもの。 ・ 作動の悪いもの。
	・ ばねの折損の有無	・ 折損または脱落して把持できないもの。
	・ 押爪の摩滅の有無	・ 押爪先端の凹凸が1 / 2以上減っているもの。
	・ 錆の有無	・ 全体に錆が発生しているもの。
	・ 変形の有無	・ 目視で判断できる変形があるもの。
	・ 傷の有無	・ 深さ1mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・ リベットの摩滅やガタツキ	・ リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。 ・ リベットにガタツキがあるもの。
フック金具	・ 機能の異状の有無	・ 安全装置や外れ止め装置が確実に作動しないもの。 ・ ばねが損傷したものや、脱落したもの。
	・ 変形の有無	・ 目視で判断できる変形があるもの。
	・ 傷の有無	・ 深さ1mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・ 錆の有無	・ 全体的に錆が発生しているもの。
	(カラビナ) ・ 腐食の有無	・ 白錆（腐食）が発生しているもの。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
	・リベットの摩滅やガタツキ	・リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。 ・リベットにガタツキがあるもの。
安全ブロック	・ロック機能の良否	・ロック機能が正常に働かないもの。
	・ストラップの巻き込み繰り出しの良否	・スムーズにストラップが巻き込み・繰り出ししないもの。
	・本体の割れや変形	・本体に3 mm以上の割れがあるものや目視で判断できる変形があるもの。
	・ストラップの損傷の有無	・損傷・焼損・擦り切れなどで芯材が露出しているもの。
	・ストラップの薬品や塗料の付着の有無	・薬品が付着したものや、塗料が付着して硬化しているもの。
	・ストラップの変形の有無	・全長にわたり、振れたり変形し波打っているもの。 
	・縫製糸の切断の有無	・縫製糸が1か所以上切断しているもの。
伸縮調節器	・伸縮機能の良否	・伸縮機能が困難なもの。
	・ばねが破損しているものや脱落しているもの。	・作動の悪いもの。
	・ばねの折損の有無	・折損または脱落して把持できないもの。
	・押爪の摩滅の有無	・押爪先端の凹凸が1 / 2以上減っているもの。
伸縮調節器 カラビナ リング類 { 3穴環 8字環 4穴リング }	・錆の有無	・全体に錆が発生しているもの。
	・変形の有無	・目視で判断できる変形があるもの。
	・傷の有無	・深さ1 mm以上の傷があるもの。微細な亀裂があるもの。
	・リベットの摩滅やガタツキ	・リベットの頭部やカシメ部が摩滅しているもの（1 / 2程度）。 ・リベットにガタツキがあるもの。
操作棒	・本体の割れの有無	・割れが発生しているもの。
	・伸縮機能の良否	・伸縮ができないもの。
パイロットライン	・ラインの変形・損傷の有無	
スライド	・垂直親綱への取付の良否	・ばねの損傷等により垂直親綱に取り付けできないもの。
	・変形・損傷の有無	・作動が不完全なもの。（安全装置・ロック装置が完全に閉まらないもの） ・目視で判断できる変形があるもの。

部 品 名	点 検 項 目	廃 棄 基 準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フックを持ち上げて、自由落下させ、停止するまでの距離が30cm以上になったもの。  <ul style="list-style-type: none"> ・ フックを下方へ引いた時、停止しないもの。

